

令和 6 年 8 月 22 日
総 合 教 育 会 議

児童及び生徒の安全対策に係る防犯カメラ設置について

1 前回総合教育会議（令和 6 年 3 月 25 日）

児童及び生徒の安全対策検討結果報告書（児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム）による報告内容に対して、以下事項を協議した。

※以下、議事録より抜粋

(1)設置目的

- ・最大限に被害者の意向を尊重し、設置校の学校運営協議会に説明して理解を得ながら、二度とこのような事故を起こさないため、教育委員会が要綱を作成して設置する。
- ・防犯カメラ設置に関する発端が性暴力であるため「児童生徒への性暴力等を防止」ということは目的として入るが、設置目的は広くなりすぎず具体性をもつようにする。

(2)設置場所

- ・日常的に教育活動を行う場所に設置する。普通教室・特別教室・ランチルーム・更衣室用の空き教室を含めて設置する。

(3)利用範囲

- ・要綱の目的に沿いながら限定列挙する。
- ・児童生徒の生活指導のために用いるものではない。
- ・いじめについての適用は、身体への重大な被害があった場合のみとする。

(4)保管期間

- ・性暴力の被害申告は相当期間事後になることもあり、一定期間保存する必要があるため、データ保存期間は 1 年間とする。
- ・防犯カメラは有線で接続し、ハードディスクは鍵付き棚に収納する。

(5)閲覧対象者

- ・事案の所管の管理職等に限るなど、明確に規定することが必要である。

(6)開示関係

- ・捜査機関から依頼があった場合、訴訟の際に提出する場合について記載する。

2 稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）

別紙 1 のとおり。

稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）

令和 年 月 日
教育委員会決定

（目的）

第1条 この要綱は、稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が稲城市立小中学校（以下「小中学校」という。）における日常的に教育活動を行う教室等（以下「教室等」という。）に設置する防犯カメラの設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を行い、もって稲城市立小中学校に通学する児童及び生徒への性暴力等、身体への重大な被害を防止し、安全を確保するとともに、被撮影者の個人情報を保護することを目的とする。

「教室等」

⇒教室への防犯カメラ設置は、「普通教室以外に空き教室や更衣をする教室も含む」

「普通教室・特別教室・ランチルーム・更衣室用の空き教室を含めて設置する」

（総合教育会議）

◇防犯カメラの設置により調査できる事項は以下の通り（プロジェクトチーム報告書）

ア 児童生徒性暴力等が発生した場合の調査

イ 外部侵入が発生した場合の調査

ウ 身体への重大な被害が発生した場合の調査

「児童及び生徒への性暴力等」

⇒第1条に児童及び生徒への性暴力の防止の旨を記載する。

「第1条に目的を書く場合に『児童及び生徒への性暴力等～』という表現を入れるか」

「目的に入れても問題無いように思える」

（総合教育会議）

※広くなりすぎず具体性を持つようにする

※第1条では目的を列挙しない。利用範囲は別に限定列挙する。（第4条に記載）

「身体への重大な被害を防止」

⇒児童生徒が身体に傷害を受けるようないじめを防止し、万が一発生した場合の調査に利用することを想定する。教育の観点からカメラで撮影した内容を児童生徒の生活指導には用いない。

※日常生活の監視カメラではない。児童生徒の萎縮等の影響を防ぐ必要がある。

「安全の確保」

⇒外部侵入が発生した場合の調査に利用することを想定する。

(法の遵守)

第 2 条 この要綱に定めるもののほか、小中学校の教室等への防犯カメラの設置及び管理に関する業務を行う者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨に則り、当該防犯カメラの設置及び管理が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

「個人情報の保護に関する法律」の遵守規定。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 第 1 条の目的のため小中学校内の教室等に教育委員会が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラによる撮影又は防犯カメラに撮影された画像（以下「画像」という。）の記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供、目的外利用若しくは消去（画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の廃棄を含む。）を行うことをいう。
- (3) 教室等 小中学校における日常的に教育活動を行う教室等をいう。

設置主体について

⇒「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 21 条により、学校施設・安全は教育委員会の職務権限であるため、教室等防犯カメラは教育委員会が設置する。

(利用目的)

第4条 防犯カメラは次に掲げる目的にのみ利用する。

- (1) 小中学校に通学する児童及び生徒への性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」をいう。）に対処する場合
- (2) 児童及び生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合
- (3) 法第69条第1項により、法令に基づき利用する場合

◇(1)児童生徒性暴力等に対処する場合

⇒本要綱の目的であるため、利用目的に記載する。

◇(2)いじめについての適用についての適用関係

⇒「被害者が訴えればいじめと認定されるため、防犯カメラの有無はそこまで重要ではない」

⇒「発端はあるが、安易に範囲は広げすぎず、身体への重大な被害があった場合などに開示する」

(総合教育会議)

⇒(参考)いじめ防止対策推進法第23条第6項

「学校(略)児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない」

◇(3)捜査機関・裁判所からの要請に基づく協力(個人情報保護に関する法律第69条第1項)

⇒「行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。(同項)

⇒法令に基づく場合は利用目的以外の目的で保有個人情報を利用することができる。

(統括管理者等の設置)

第5条 防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラ統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

- 2 統括管理者は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 教室等に設置した防犯カメラの実務的な運用を適正に行うため、教育委員会事務局及び小中学校に防犯カメラ管理者(以下「管理者」という。)を置く。
- 4 管理者は、教育委員会事務局教育総務課長及び小中学校の校長とする。
- 5 統括管理者は、防犯カメラの運用に関し、管理者に必要な指示を行うものとする。
- 6 管理者は、防犯カメラの運用業務をこの要綱に則して適正に行わなければならない。

「統括管理者は、教育部長の職にある者をもって充てる」

- ⇒稲城市教育委員会事務局庶務規則別表第1(第3条関係)より、教育部の事務分掌として「学校施設及び設備に関すること」「児童生徒(略)の安全(略)に関すること」と定められている。
- ⇒統括管理者を「教育部長」とする。
- ⇒管理者は「教育総務課長」及び稲城市立小中学校の「校長」とする。

(防犯カメラの設置)

第6条 教育委員会は、防犯カメラの設置にあたり、設置する学校の学校運営協議会（稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年稲城市教育委員会規則第1号）に規定する学校運営協議会をいう。）の意見を十分に聴取した上で設置する。設置した防犯カメラの変更又は廃止する場合も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、教室等への防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、第4条の利用目的を達成するために必要な最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、第4条の利用目的を達成するために最も適切な範囲とすること。
- (3) 施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を掲示すること。
- (4) 防犯カメラを設置する学校の保護者及び教職員に、事前に周知すること。
- (5) 防犯カメラに付随する録画装置及びモニターは、専用の鍵付き保管庫で管理し、管理者が施錠を行い、厳重に管理すること。

学校運営協議会の意見を十分に聴取した上で設置
⇒総合教育会議の内容に基づく。

(閲覧の制限)

第7条 防犯カメラの画像は、統括管理者、関係する管理者のみが、第4条の利用目的に照らし事案に応じた最小の範囲で、閲覧することができる。

事案が発生した際に閲覧するが、閲覧は目的を達成する最小限度とする旨を明記
また、閲覧できる者は統括管理者、関係する管理者のみとする。

(秘密保持義務)

第8条 統括管理者、管理者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像及び記録媒体の管理)

- 第9条 防犯カメラの画像を保管する期間は、1年間程度（次条第1項ただし書きの規定により画像情報の提供を行う期間を除く。）とし、当該期間経過後は、管理者は速やかにこれを消去しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、管理者は、画像を保管する期間を別に定めることができる。
 - 3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。
 - 4 画像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
 - 5 管理者は、記録媒体を保管するときは、第6条第2項第4号に規定する鍵付き保管庫に保管して施錠する等、盗難及び紛失の防止のために適切な措置を講じなければならない。
 - 6 管理者は、記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。
 - 7 管理者は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、流出、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

保管期間を「1年間程度」とした。

「次条第1項ただし書きの規定により画像情報の提供を行う期間を除く。」とは、外部に提出した場合は、1年間の保管に限らず、案件が継続している限り当該データの相当期間又は永年保存を行う。（サービス事故・刑事事件・国賠訴訟案件等を想定する。）

(提供の制限)

- 第10条 管理者は、画像、画像を複製したものその他の画像に係る情報で個人情報が含まれるもの（以下「画像個人情報」という。）を第4条の利用目的の範囲を超えた教育委員会以外への提供をしてはならない。ただし、法律第69条第1項の規定による場合はこの限りでない。
- 2 管理者は、前項ただし書きの規定により画像個人情報を教育委員会以外のものへ提供するときは、法並びにこの要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし必要最小限の範囲にとどめるとともに、当該提供を行う相手方に対し次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させなければならない。
- (1) 画像個人情報の提供を受ける目的及び根拠法令
 - (2) 要綱に基づき画像個人情報を適正に管理すること。
 - (3) 第1号の目的以外への利用、画像個人情報の第三者への無断提供をしないこと。
 - (4) 画像個人情報の提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。
- 3 管理者は、第1項ただし書きの規定により画像個人情報を提供しようとするときは、統括管理者と協議しなければならない。

個人情報の保護に関する法律 第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

◇捜査機関・裁判所からの要請に基づく協力(個人情報の保護に関する法律 第69条第1項)

⇒「行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。(同項)

⇒法令に基づく場合は利用目的以外の目的で保有個人情報を利用・提供することができる。

⇒警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取は同項に該当する。

(刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会)

⇒行政機関から裁判所に対する保有個人情報の提供は同法第69条第1項「法令に基づく場合」に該当する。

(民事訴訟法第223条第1項に基づく提出義務等)

(国・個人情報保護委員会 HP)

⇒「捜査機関から依頼があった場合と、訴訟の際に義務的に出さなければならない場合については、記載すべき」

(総合教育会議)

(苦情等への対応)

第 11 条 管理者は、市民等から防犯カメラの管理又は運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

※防犯カメラに映る可能性がある人は苦情を申し立てる権利があることを想定している。
教室に出入りする対象として、学校公開含めて広い対象を撮影することが想定される。
よって、苦情申出者は市民等、とした。

(運用状況の確認及び報告)

第 12 条 統括管理者は、毎年度 1 回防犯カメラの運用状況を確認する。

2 管理者は、画像の流出若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合、速やかにこれを稲城市個人情報保護運営審議会、教育委員会及び統括管理者に報告しなければならない。

年1回、カメラやハードディスクの異常の有無、録画状態の確認、施錠の状態等、防犯カメラの適切な運用状況を確認する。

(補則)

第 13 条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

3 防犯カメラの設置場所及び仕様案

(1) 設置台数 稲城第六小学校 26 台（1 階 4 台 2 階 10 台 3 階 12 台）

※日常的に教育活動を行う教室等に設置

普通教室 13	図書室 1	理科室 1	音楽室 2	図工室 1
家庭科室 1	少人数指導室 1	特別支援教室 1	ランチルーム 1	更衣室 2
イングリッシュルーム 1	生活科室 1			

(2) 仕様

防犯カメラは、盗難リスクの少ない有線接続ネットワークタイプを選択する。

- ・防犯カメラが有線ネットワークで接続され、レコーダーに 1 年間記録できる。
- ・1 台のモニタで防犯カメラ稼働状況を確認できる。
- ・レコーダー上で映像の確認・取り出しができる。
- ・タイマーセットにより 12 時間録画対応できる。

4 今後の予定

- ・令和 6 年 9 月～10 月
設置予定校の学校運営協議会にて、「稲城市立小中学校教室等防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）」及び機材・運用について説明
- ・令和 6 年 10 月
教育委員会にて要綱決定
教育委員会事務局にて予算積算作業
- ・令和 6 年 11 月
教育委員会にて予算要望案について審議
- ・令和 7 年 3 月
市議会に令和 7 年度予算上程
- ・予算議決後
設置予定校の保護者・教職員に説明（書面）
長期休業期間等を利用して設置工事実施

以上